

第 21 号

平成30年度農林水産関係の建設事業の経費に対する市町負担金（地方財政法関係）
について

平成30年度において熊本県が施行する農林水産関係の建設事業について、当該事業に
要する経費のうち市町が負担すべき金額（地方財政法関係）を次のとおり定めることとす
る。

平成31年2月21日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事 業 名	負担すべき金額
1 地域密着型農業基盤整備事業（経営体育成基 盤整備事業関連（一般地域））	工事費の100分の22.5に 相当する金額
2 地域密着型農業基盤整備事業（ほ場整備事業 関連）	工事費の100分の25に相当 する金額
3 県営中山間地域総合整備事業（農業生産基盤 整備に係るものを除く。）	工事費の100分の15に相当 する金額

（提案理由）

平成30年度において熊本県が施行する農林水産関係の建設事業に要する経費の一部を
市町に負担させるため、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第2項の規定
により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。